

## 富山県衛生研究所 安全保障輸出管理規程

制 定：令和 8 年 3 月 1 日

### (目的)

第 1 条 本規程は、富山県衛生研究所（以下「研究所」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）（以下「外為令」という。）別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）（以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制 外為令別表の 16 の項に定める技術及び輸出令別表第 1 の 16 の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、研究所として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。
- (12) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第 4672 号昭和 55 年 11 月 29 日）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (15) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。

(16) 特定類型該当者 法第 25 条第 1 項及び外為令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第 492 号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

(17) 研究員等 研究所に勤務する所長、次長、各部長、研究員及び事務職員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。

（適用範囲）

第 3 条 本規程は、研究所が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第 4 条 研究所の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

（1）国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

（2）外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

（3）輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第 5 条 研究所の輸出管理における最高責任者は、所長とする。

2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第 6 条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、次長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、研究所における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

（輸出管理責任者）

第 7 条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務課長をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シート（様式第 1 号）の確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

（輸出管理委員会）

第 8 条 研究所の輸出管理に関する重要事項を審議するため、最高責任者の下に輸出管理委

員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 研究員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は最高責任者とする。

- (1) 最高責任者
- (2) 統括責任者
- (3) 管理責任者
- (4) 各部長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

(事前確認)

第9条 研究員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、事前確認シート（様式第1号）に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手續の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シート（様式第1号）による事前確認を省略することができる。

2 前項の事前確認により、取引審査の手續が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、研究員等は第10条（該非判定）、第11条（用途確認）及び第12条（需要者等確認）の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手續を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、研究員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 研究員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、該非判定票（様式第2号）を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- (1) 研究所で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする研究員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- (2) 研究所外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする研究員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても研究所として前号の手續により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第 11 条 研究員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、「用途」チェックシート（様式第 3 号）を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

（需要者等確認）

第 12 条 研究員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の項目に該当するかを、「需要者」チェックシート（様式第 4 号）および明らかガイドラインシート（様式第 5 号）等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- （1）提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- （2）経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- （3）大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- （4）軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの機関から委託を受けた者である。

（取引審査）

第 13 条 研究員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から審査票（様式第 6 号）を作成して所属部長の承認後、管理責任者の審査を経て統括責任者の審査による承認を受けなければならない。

- 2 審査票には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

（許可申請）

第 14 条 前条第 1 項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている研究員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第 15 条 研究員等は、技術を提供する場合、第 9 条の事前確認及び第 13 条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 9 条第 1 項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第 13 条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 研究員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第 16 条 研究員等は、貨物を輸出する場合、第 9 条の事前確認及び第 13 条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 9 条第 1 項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第 13 条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 研究員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 研究員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第 17 条 研究員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも 7 年間は保管しなければならない。

(監査)

第 18 条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、研究所の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調査)

第 19 条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第 20 条 統括責任者は研究員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第 21 条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、研究員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第 22 条 研究員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告し、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その

再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒等)

第 23 条 研究員等が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、経営管理部人事企画室に報告のうえ、懲戒処分等の対象とする。

(事務の所管)

第 24 条 この規程に関する事務処理は、総務課が行う。

(雑則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。



4. 相手先に関する懸念情報

|   |  |
|---|--|
| 相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。  | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 仕向地が、イラン又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。                                    | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。                         | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」 (<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>) を参照して下さい。

|   |
|---|
| 上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。 |
|---|

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について総務課担当に相談してください。

5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 公知の技術の提供である。             | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

|  |
|--|
| 上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。 |
|--|

※疑義等がある場合は、総務課に相談してください。

6. 自己判定

|   |  |
|---|--|
| <技術の提供の場合>「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
|---|--|

◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを総務課に提出し、チェックを受けてください。総務課からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に4. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、総務課における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、審査票の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。（※） | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 「4. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない       | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

※リスト規制対象品目は、貨物等省令に定めるスペックを満たし、許可申請の対象となる貨物・技術を指します。経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」 ([https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)) を参照して下さい。

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを総務課に提出してください。

(総務課でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。)

◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、審査票の起票が必要になります。総務課で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

(担当者確認欄)

- 取引可                       「審査票」の起票を要する
- 取引不可

| 管理責任者 | 部長 |
|-------|----|
|       |    |

## 該非判定票

作成日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 作成責任者： 氏名 \_\_\_\_\_ 所属・職名 \_\_\_\_\_  
 連絡先： Tel \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 技術の名称、取引概要<br>貨物の名称、型及び等級 |  |
|---------------------------|--|

|  |      |               |
|--|------|---------------|
| 外国為替令別表（技術を提供する場合）<br>又は<br>輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合）<br>の項番と該非 |      |               |
| 1  | 該当する | 該当しない         |
| 2  | 該当する | 該当しない         |
| 3  | 該当する | 該当しない         |
| 3の2  | 該当する | 該当しない         |
| 4  | 該当する | 該当しない         |
| 5  | 該当する | 該当しない         |
| 6  | 該当する | 該当しない         |
| 7  | 該当する | 該当しない         |
| 8  | 該当する | 該当しない         |
| 9  | 該当する | 該当しない         |
| 10   | 該当する | 該当しない         |
| 11   | 該当する | 該当しない         |
| 12   | 該当する | 該当しない         |
| 13   | 該当する | 該当しない         |
| 14   | 該当する | 該当しない         |
| 15   | 該当する | 該当しない         |
| 「該当する」欄が<br>1か以上ある   |      | すべて「該当しない」欄のみ |

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）  
 又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

**（該非判定票別紙）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と****技術・貨物の仕様（性能）の対比表**

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

| 外国為替令別表<br>又は<br>輸出貿易管理令別表第一 |    | 貨物等省令 |    | 解釈通達 | 技術／貨物の<br>仕様（性能） |
|------------------------------|----|-------|----|------|------------------|
| 項番                           | 項目 | 項番    | 項目 |      |                  |
|                              |    |       |    |      |                  |

技術／貨物の該非判定結果  該当  非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

## 「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかを契約書、ホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。（どちらかに○をつけること。）

|   |                                  |        |
|---|----------------------------------|--------|
| 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵  | はい・いいえ                           |        |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵  | はい・いいえ                           |        |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵  | はい・いいえ                           |        |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵   | はい・いいえ                           |        |
| 300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵   | はい・いいえ                           |        |
| 300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵  | はい・いいえ                           |        |
| 別<br>表<br>行<br>為  | ①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵     | はい・いいえ |
|   | ②核融合に関する研究                       | はい・いいえ |
|   | ③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
|   | ④重水の製造                           | はい・いいえ |
|   | ⑤核燃料物質の加工                        | はい・いいえ |
|   | ⑥核燃料物質の再処理                       | はい・いいえ |
| 輸出令別表第3の2地域向け又は一般国向けの特定品目（輸出令16項（1））の場合であって、通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用 | はい・いいえ                           |        |

上表の最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

|                                 |  |        |
|---------------------------------|--|--------|
| 用<br>途<br>要<br>件<br>の<br>除<br>外 | ①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される次（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 | はい・いいえ |
|                                 | ②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。  | はい・いいえ |
|                                 | ③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。  | はい・いいえ |
|                                 | ④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。  | はい・いいえ |
|                                 | ⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊、インド軍隊、ドイツ軍隊又はイタリア軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。                                      | はい・いいえ |
|                                 | ⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。  | はい・いいえ |
|                                 | ⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。   | はい・いいえ |
|                                 | ⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。  | はい・いいえ |
|                                 | ⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。   | はい・いいえ |
|                                 | ⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。  | はい・いいえ |
|                                 | ⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。  | はい・いいえ |
|                                 | ⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。  | はい・いいえ |
|                                 | ⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。                                      | はい・いいえ |
|                                 | ⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。           | はい・いいえ |

※ イ 銃若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品

(1) 空襲銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものを用いる銃砲弾

(2) 救命銃、モリ銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものを用いる銃砲弾

ロ 産業用の発煙器

ハ 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

※※ 上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

## 「需要者」チェックシート

### ①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○を付けること)

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。 | はい・いいえ |
|-------------------------|--------|

### ②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○をつけること)

|   |        |
|---|--------|
| 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵  | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵  | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵  | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵   | はい・いいえ |
| 300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵   | はい・いいえ |
| 300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵  | はい・いいえ |
| 輸出令別表第3の2地域向け又は一般国向けの特定品目（輸出令16項（1））の場合であって、通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用 | はい・いいえ |

## 明らかなガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

|                        |  |          |
|------------------------|--|----------|
| 貨物等の用途・仕様              | ① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。<br>例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しがない場合には、明確な説明はないものと推定する。  | はい・いいえ・－ |
|                        | ② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。<br>例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。<br>・小さなパン屋が高性能のレーザーを数台注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない<br>・当該貨物等に関係する事業経験がほとんどない又は全くない。<br>・当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件    | ③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。<br>例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供しがない場合は、明確ではないものと推定する。   | はい・いいえ・－ |
|                        | ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。<br>例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しがない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。                        | はい・いいえ・－ |
|                        | ⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。   | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様     | ⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。  | はい・いいえ・－ |
|                        | ⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。<br>例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供しがない場合には、合理的・整合的ではないものと推定する。   | はい・いいえ・－ |
|                        | ⑧異常に大量のスベアパーツ等の要求がない。  | はい・いいえ・－ |
|                        | ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。   | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。   | はい・いいえ・－ |
|                        | ⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。   | はい・いいえ・－ |
|                        | ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。  | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件       | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。  | はい・いいえ・－ |
|                        | ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。   | はい・いいえ・－ |

|                           |  |          |
|---------------------------|--|----------|
| 据付等の辞退や<br>秘密保持等の態<br>様   | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。   | はい・いいえ・－ |
|                           | ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。  | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリ<br>スト掲載企業・<br>組織等 | ⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。<br>イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。<br>ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。 | はい・いいえ・－ |
|                           | ⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。  | はい・いいえ・－ |
|                           | ⑲輸出令別表第3の2に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者（外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。）とする輸出等にあつては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当しないこと。  | はい・いいえ・－ |
| その他                       | ⑳その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。  | はい・いいえ・－ |

(注) 技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

作成年月日： 年 月 日

|       |  |       |  |    |  |     |  |
|-------|--|-------|--|----|--|-----|--|
| 統括責任者 |  | 管理責任者 |  | 部長 |  | 作成者 |  |
|-------|--|-------|--|----|--|-----|--|

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

|  |   |   |  |        |                               |                                |  |                                |
|--|---|---|--|--------|-------------------------------|--------------------------------|--|--------------------------------|
| 件名（内容）   |   |   |  |        |                               |                                |  |                                |
| 技術・貨物の名称   |   | （金額）：   |  |        |                               |                                |  |                                |
| 該非判定<br>（1～15項）  | <技術> 外為令別表：   |   | 項  | 号      | <input type="checkbox"/> 該当   | <input type="checkbox"/> 非該当   | <input type="checkbox"/> 不明・疑義                           |                                |
|  | （貨物等省令：   |   | 条  | 項      | 号）                            | <input type="checkbox"/> 公知    | <input type="checkbox"/> 基礎科学                            | <input type="checkbox"/> 規制対象外 |
|  | <貨物> 輸出令別表第1：   |   | 項  | 号      | <input type="checkbox"/> 該当   | <input type="checkbox"/> 非該当   | <input type="checkbox"/> 不明・疑義                           |                                |
| （貨物等省令：  |   | 条   | 項  | 号）     | <input type="checkbox"/> 少額特例 | <input type="checkbox"/> 規制対象外 |  |                                |
| 上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合は、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。 |   |   |  |        |                               |                                |  |                                |
| 仕向地（国名）  |   | <input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 輸出令別表第4の地域 <input type="checkbox"/> その他                                  |  |        |                               |                                |  |                                |
| 契約先  | 名称（英字）  | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連  |  |        |                               |                                |  |                                |
|  | 所在地   | ※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。  |  |        |                               |                                |  |                                |
|  | 該当性   | <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③）         該当性の根拠〔 〕 |  |        |                               |                                |  |                                |
| 需要者<br>又は<br>利用者   | 名称（英字）  | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連  |  |        |                               |                                |  |                                |
|  | 所在地   | ※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。  |  |        |                               |                                |  |                                |
|  | 該当性   | <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③）         該当性の根拠〔 〕 |  |        |                               |                                |  |                                |
| 用途   | 内容（ ）   |   |  |        |                               |                                |  |                                |
|  | <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他 |   |  |        |                               |                                |  |                                |
|  |   | 資料： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無  |  |        |                               |                                |  |                                |
| 客観要件   | I. 大量破壊兵器キャッチオール規制  |   |  |        |                               |                                |  |                                |
|  | 輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、  |   |  |        |                               |                                |  |                                |
|  | ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか   |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |        |                               |                                |  |                                |
|  | ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか  |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |        |                               |                                |  |                                |
| ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか                                    |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  |  |        |                               |                                |  |                                |
| II. 通常兵器キャッチオール規制  |   |   |  |        |                               |                                |  |                                |
| 一般国向けかつ特定品目の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、                                       |   |   |  |        |                               |                                |  |                                |
| ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか  |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  |  |        |                               |                                |  |                                |
| ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか   |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  |  |        |                               |                                |  |                                |
| ③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか                        |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  |  |        |                               |                                |  |                                |
| 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、                                      |   |   |  |        |                               |                                |  |                                |
| ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか  |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  |  |        |                               |                                |  |                                |
| ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか   |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  |  |        |                               |                                |  |                                |
| ③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか                        |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  |  |        |                               |                                |  |                                |
| III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか  |   |   |  |        |                               |                                |  |                                |
|  |   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  |  |        |                               |                                |  |                                |
| インフォーム要件   | 経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか  |   |  |        |                               |                                | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |                                |
| 取引経路   | →   |   |  |        |                               |                                |  |                                |
| 契約予定   | 年 月 日   |   |  | 取引予定期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日                 |                                |  |                                |

2. 総合取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

|        |   |                                |                               |                                     |
|--------|---|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 取引審査判定 | <input type="checkbox"/> 承認                                       | <input type="checkbox"/> 規制対象外 | <input type="checkbox"/> 非該当  | <input type="checkbox"/> 特例(少額、その他) |
|        | <input type="checkbox"/> 条件付承認                                    | <input type="checkbox"/> 包括許可  | <input type="checkbox"/> 個別許可 | <input type="checkbox"/> 許可例外       |
| 取引承認条件 | <input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認 |                                |                               |                                     |
| 上記判定理由 |   |                                |                               |                                     |